

平成 25 年第 3 回三豊市議会定例会
提出議案（条例関係）
新旧対照表

	ページ番号
・ 議案第 97 号関係 (三豊市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例の一部改正について)	44
・ 議案第 98 号関係 (三豊市土地開発基金条例の一部改正について)	47
・ 議案第 99 号関係 (三豊市予防接種等健康被害調査委員会設置条例の一部改正について)	48
・ 議案第 100 号関係 (三豊市立学校条例等の一部改正について)	49

【議案第97号関係】

三豊市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例(平成20年三豊市条例第36号)
一部改正 新旧対照表(抄)

改正後(案)	現 行
<p>(延滞金)</p> <p>第4条 第2条の規定により発した督促状に指定した期限までに税外収入金及び督促手数料を完納しないときは、納期限の翌日から税外収入金完納の日までの日数に応じ、納入通知書1通の金額(その金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 延滞金の額が10円未満であるとき。</p> <p>(2) 滞納につき、市長において特に考慮すべき事情があると認めるとき。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第4条に規定する延滞金の<u>年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)</u>中においては、<u>年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)</u>とする。</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第4条 第2条の規定により発した督促状に指定した期限までに税外収入金及び督促手数料を完納しないときは、納期限の翌日から税外収入金完納の日までの日数に応じ、納入通知書1通の金額(その金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 延滞金の額が10円未満であるとき。</p> <p>(2) 滞納につき、市長において特に考慮すべき事情があると認めるとき。</p> <p>附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第4条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</u>とする。</p>

【附則第3項関係】 三豊市介護保険条例(平成18年三豊市条例第137号) 一部改正

改正後(案)	現 行
<p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第7条 保険料の督促手数料及び延滞金は、<u>三豊市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例(平成20年三豊市条例第36号)の規定による。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(保険料の督促手数料)</p> <p>第7条 保険料の督促手数料は、<u>督促状1通につき100円とする。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u></p> <p>(延滞金)</p> <p>第8条 保険料の納付義務者は、<u>納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間の日数については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</u></p>

<p>(保険料の徴収猶予)</p> <p>第8条 略</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第9条 略</p> <p>(保険料に関する申告)</p> <p>第10条 略</p> <p>(税条例への委任)</p> <p>第11条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第13条 略</p> <p>第14条 略</p> <p>第15条 略</p> <p>第16条 略</p> <p>第17条 第13条から前条までの過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>1～6 略</p> <p>(削除)</p>	<p>2 <u>前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u></p> <p>(保険料の徴収猶予)</p> <p>第9条 略</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第10条 略</p> <p>(保険料に関する申告)</p> <p>第11条 略</p> <p>(税条例への委任)</p> <p>第12条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第14条 略</p> <p>第15条 略</p> <p>第16条 略</p> <p>第17条 略</p> <p>第18条 第14条から前条までの過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>1～6 略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>7 <u>当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、地方税法(昭和25年法律第226号)附則第3条の2第1項に規定する各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</u></p>
---	--

【附則第4項関係】 三豊市後期高齢者医療に関する条例(平成20年三豊市条例第1号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 保険料(第3条—第6条)</p> <p>第3章 雑則(第7条)</p> <p>第4章 罰則(第8条—第10条)</p> <p>附則</p> <p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第6条 <u>保険料の督促手数料及び延滞金は、三豊市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例(平成20年三豊市条例第36号)の規定による。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 保険料(第3条—第7条)</p> <p>第3章 雑則(第8条)</p> <p>第4章 罰則(第9条—第11条)</p> <p>附則</p> <p>(保険料の督促手数料)</p> <p>第6条 <u>保険料の督促手数料は、督促状1通について、100円とする。</u></p> <p>(延滞金)</p> <p>第7条 <u>被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを</u></p>

<p>第3章 雑則 (委任) 第7条 略 第4章 罰則 第8条 略 第9条 略 第10条 略</p>	<p>切り捨てる)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。この場合において、延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>第3章 雑則 (委任) 第8条 略 第4章 罰則 第9条 略 第10条 略 第11条 略</p>
--	---

【附則第5項関係】 三豊市公営設置浄化槽管理条例(平成20年三豊市条例第7号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
<p><u>(督促手数料及び延滞金)</u> 第7条 使用料の督促手数料及び延滞金は、三豊市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例(平成20年三豊市条例第36号)の規定による。</p>	<p><u>(督促手数料及び延滞金)</u> 第7条 市長は、納付期日までに使用料の納付をしない者があるときは、当該料金に督促手数料又は延滞金を加算して徴収することができる。</p> <p>2 督促手数料の額は、督促状1通につき100円とする。</p> <p>3 延滞金の額は、納付金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額とする。</p>

【議案第98号関係】

三豊市土地開発基金条例(平成18年三豊市条例第100号)
一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<p>(基金の額)</p> <p>第2条 基金の額は、1,116,235,703円とする。</p> <p>2 必要があるときは、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。</p> <p>3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は積立額相当額増加するものとする。</p>	<p>(基金の額)</p> <p>第2条 基金の額は、1,253,350,269円とする。</p> <p>2 必要があるときは、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。</p> <p>3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は積立額相当額増加するものとする。</p>

【議案第99号関係】

三豊市予防接種等健康被害調査委員会設置条例(平成23年三豊市条例第19号)
一部改正 新旧対照表(抄)

改正後（案）	現 行
<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員5人で組織する。ただし、第5条に規定する専門委員3人を置く場合、委員会は、委員8人で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) <u>一般社団法人三豊・観音寺市医師会</u>の推薦者 2人</p> <p>(2) 香川県西讃保健所長</p> <p>(3) 市の職員</p> <p>3 前項第2号及び第3号に規定する委員がその身分を失ったときは、委員を辞任したものとみなす。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員5人で組織する。ただし、第5条に規定する専門委員3人を置く場合、委員会は、委員8人で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) <u>社団法人三豊・観音寺市医師会</u>の推薦者 2人</p> <p>(2) 香川県西讃保健所長</p> <p>(3) 市の職員</p> <p>3 前項第2号及び第3号に規定する委員がその身分を失ったときは、委員を辞任したものとみなす。</p>

【議案第100号関係】

三豊市立学校条例等の一部を改正する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市立学校条例(平成18年三豊市条例第205号) 一部改正

改正後 (案)			現 行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
学校の種類	名称	位置	学校の種類	名称	位置
小学校	略		小学校	略	
	(削除)			三豊市立箱浦小学 校	三豊市詫間町箱551番地1
	(削除)			三豊市立栗島小学 校	三豊市詫間町栗島1506番地 2
	略			略	
中学校	略		中学校	略	
	(削除)			三豊市立栗島中学 校	三豊市詫間町栗島1311番地 1
	略			略	
幼稚園	略		幼稚園	略	
	(削除)			三豊市立箱浦幼稚 園	三豊市詫間町箱551番地1
	(削除)			三豊市立栗島幼稚 園	三豊市詫間町栗島1422番地 2
	略			略	

【第2条関係】 三豊市立幼稚園預かり保育条例(平成18年三豊市条例第208号) 一部改正

改正後 (案)		現 行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
三豊市立上高瀬幼稚園	三豊市高瀬町上高瀬785番地1	三豊市立上高瀬幼稚園	三豊市高瀬町上高瀬785番地1
三豊市立勝間幼稚園	三豊市高瀬町下勝間348番地1	三豊市立勝間幼稚園	三豊市高瀬町下勝間348番地1
三豊市立比地二幼稚園	三豊市高瀬町比地65番地	三豊市立比地二幼稚園	三豊市高瀬町比地65番地
三豊市立二ノ宮幼稚園	三豊市高瀬町佐股甲1508番地1	三豊市立二ノ宮幼稚園	三豊市高瀬町佐股甲1508番地1
三豊市立麻幼稚園	三豊市高瀬町上麻3865番地	三豊市立麻幼稚園	三豊市高瀬町上麻3865番地
三豊市立辻幼稚園	三豊市山本町辻1379番地2	三豊市立辻幼稚園	三豊市山本町辻1379番地2
三豊市立河内幼稚園	三豊市山本町河内749番地	三豊市立河内幼稚園	三豊市山本町河内749番地
三豊市立大野幼稚園	三豊市山本町大野455番地2	三豊市立大野幼稚園	三豊市山本町大野455番地2
三豊市立神田幼稚園	三豊市山本町神田1262番地1	三豊市立神田幼稚園	三豊市山本町神田1262番地1
三豊市立大見幼稚園	三豊市三野町大見甲3478番地1	三豊市立大見幼稚園	三豊市三野町大見甲3478番地1
三豊市立下高瀬幼稚園	三豊市三野町下高瀬764番地	三豊市立下高瀬幼稚園	三豊市三野町下高瀬764番地
三豊市立吉津幼稚園	三豊市三野町吉津乙1485番地1	三豊市立吉津幼稚園	三豊市三野町吉津乙1485番地1
三豊市立豊中幼稚園	三豊市豊中町上高野4025番地1	三豊市立豊中幼稚園	三豊市豊中町上高野4025番地1
三豊市立松崎幼稚園	三豊市詫間町松崎424番地1	三豊市立松崎幼稚園	三豊市詫間町松崎424番地1
三豊市立詫間幼稚園	三豊市詫間町詫間3500番地5	三豊市立詫間幼稚園	三豊市詫間町詫間3500番地5
三豊市立大浜幼稚園	三豊市詫間町大浜甲1633番地1	三豊市立大浜幼稚園	三豊市詫間町大浜甲1633番地1
(削除)		三豊市立箱浦幼稚園	三豊市詫間町箱551番地1
三豊市立平石幼稚園	三豊市仁尾町仁尾丙1757番地4	三豊市立平石幼稚園	三豊市仁尾町仁尾丙1757番地4

三豊市立曾保幼稚園	三豊市仁尾町仁尾甲1090番地1	三豊市立曾保幼稚園	三豊市仁尾町仁尾甲1090番地1
三豊市立財田幼稚園	三豊市財田町財田上1417番地	三豊市立財田幼稚園	三豊市財田町財田上1417番地

【第3条関係】 三豊市学校給食センター条例(平成18年三豊市条例第210号) 一部改正

改正後 (案)		現 行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
三豊市高瀬町学校給食センター	三豊市高瀬町上勝間1697番地1	三豊市高瀬町学校給食センター	三豊市高瀬町上勝間1697番地1
三豊市三野町学校給食センター	三豊市三野町下高瀬720番地	三豊市三野町学校給食センター	三豊市三野町下高瀬720番地
三豊市豊中町学校給食センター	三豊市豊中町笠田竹田716番地1	三豊市豊中町学校給食センター	三豊市豊中町笠田竹田716番地1
(削除)		<u>三豊市詫間町大浜学校給食センター</u>	<u>三豊市詫間町大浜甲1633番地1</u>
(削除)		<u>三豊市詫間町栗島学校給食センター</u>	<u>三豊市詫間町栗島1506番地2</u>
三豊市仁尾町学校給食センター	三豊市仁尾町仁尾丙1736番地	三豊市仁尾町学校給食センター	三豊市仁尾町仁尾丙1736番地
三豊市財田町学校給食センター	三豊市財田町財田上2760番地4	三豊市財田町学校給食センター	三豊市財田町財田上2760番地4

【第4条関係】 三豊市立学校体育施設利用条例(平成18年三豊市条例第240号) 一部改正

改正後 (案)			現 行		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
学校名	体育施設名	備考	学校名	体育施設名	備考
略			略		
(削除)			<u>三豊市立箱浦小学校</u>	<u>屋内運動場</u>	
(削除)			<u>校</u>	<u>運動場</u>	
(削除)			<u>三豊市立栗島小学校</u>	<u>運動場</u>	
(削除)			<u>校</u>		
略			略		
(削除)			<u>三豊市立栗島中学校</u>	<u>屋内運動場</u>	
(削除)			<u>校</u>	<u>運動場</u>	
略			略		